

# 青森市企業局電子入札運用基準

## 第1 趣旨及び適用範囲

この運用基準は、電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、青森市企業局電子入札実施要領（令和4年6月1日実施、以下「要領」という。）に定めるもののほか、事務取扱上の基準、運用等について、必要な事項を定めるものとし、要領の適用を受ける案件に適用する。

## 第2 定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 青森市企業局（以下「企業局」という。）が行う入札に関する事務を企業局が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。
- (2) 入札情報公開システム 発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (4) 紙入札 入札書その他の書面を使用して行う入札をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (6) 入札参加者等 入札参加者及び入札に参加しようとする者をいう。
- (7) 受任者 入札参加者等（特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）にあつては、JVを代表する構成員）の代表者から入札及び見積、契約締結の権限について委任を受けた者をいう。
- (8) 契約担当者 契約事務所管課の契約事務担当者をいう。

## 第3 運用時間

- 1 電子入札における日付及び時刻は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。
- 2 電子入札システム及び入札情報公開システム（以下「電子入札システム等」という。）の運用時間は、青森市の休日を定める条例（平成17年第2号、以下「休日条例」という。）第1条第1項に定める青森市の休日以外の日の次の時間帯とする。ただし、電子入札システム等の保守、点検等の必要があるときは、利用者への事前

通知を行うことなく、電子入札システム等の運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

|            | 電子入札システム        | 入札情報公開システム      |
|------------|-----------------|-----------------|
| 青森市<br>企業局 | 午前8時30分から午後9時まで | 午前8時30分から午後9時まで |
| 入札<br>参加者  | 午前8時30分から午後8時まで | 午前6時から午後11時まで   |

#### 第4 電子入札の利用者登録

- 1 利用者登録は、企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を電子入札システムにより登録して行うものとする。
- 2 前項に規定する代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じたときは、入札参加者が使用する電子計算機から随時変更内容の登録を行うものとする。
- 3 第1項に規定する企業情報に変更が生じたときは、ICカードを新たに取得し、これを使用して電子入札システムにより利用者登録の変更を行わなければならない。なお、この場合、当該利用者登録の変更が完了した時点から、電子入札システムの利用が可能となる。

#### 第5 ICカードの取扱い

- 1 入札参加者等が、電子入札において使用することのできるICカードは、当該入札参加者等の代表者（年間委任状を提出している場合は受任者）のICカードとする。なお、入札参加者に対しては、ICカード失効、閉塞、破損、盗難等に備えて、同一名義の複数枚のICカードの登録を推奨するものとする。
- 2 契約担当者は、参加申請等のあった業者について、競争参加資格の有無を確認するため、当該業者の業者名及びICカードの名義人氏名の確認を行うものとする。

#### 第6 受任者の取扱い

- 1 受任者による電子入札システムの利用は、契約事務所管課に下記のアからイまでの要件を満たす年間委任状が提出された場合に限り認めるものとする。  
ただし、電子入札においては、復代理は認めないものとし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のICカードについて有効期間満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに届出しなければならない。

##### ア 提出時期

年間委任状は、入札に参加しようとする案件における入札書の提出前までに提出されたものであること。なお、当該入札に参加しようとする者がJVであると

きは、青森市企業局条件付き一般競争入札実施要領第6条に定める条件付き一般競争入札参加申請書の提出期限までに提出されたものであること。

#### イ 年間委任状の内容

入札・見積及び契約締結の権限が委任されていること。また、委任期間は競争入札参加資格の有効期限を限度とする。

### 第7 紙入札

- 1 契約担当者は、紙入札での参加を認めた者がいる場合は、開札にあたり当該入札参加者について、紙入札参加者として電子入札システムに登録するものとする。
- 2 紙入札での入札参加を認めれる前に、当該入札参加者等から電子入札システムを使用して提出された申請書、添付書類等は、有効なものとして取り扱うものとする。

### 第8 案件登録

- 1 契約担当者は、公告前に電子入札システムへの案件登録を行うものとする。
- 2 電子入札案件における受付期間等の設定は以下のとおりとする。
  - ①入札日は、開札予定日の2日前を標準とする。
  - ②工事費内訳書の開封予定日等は、入札書受付締切予定日時から開札予定日時までの日時を設定する。
- 3 電子入札システムへの予定価格、調査基準価格又は最低制限価格の入力は、開札予定日時到来後に行うものとする。
- 4 入札情報公開システムへの公告内容の登録は、公告日の前日までにを行うよう努めるものとする。

### 第9 公告日以降の案件の修正

- 1 公告日以降において、案件登録情報の内容に錯誤が認められ、修正が必要な場合には、次の手順によりすみやかに案件の再登録を行うものとする。
  - ①錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。  
(変更例：受付開始日時13：00 同締切日時13：01)
  - ②件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。  
(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)
  - ③新規の案件として改めて登録する。
  - ④既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、③により改めて登録した案件に対して入札書等を提出するように依頼する。

## 第10 電子ファイルの作成基準

### 1 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式の指定

電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について、次のいずれかを標準とする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

| 番号 | 使用アプリケーション      | ファイル形式   |
|----|-----------------|--|
| 1  | Microsoft Word  | Word 2003 以下のバージョンでの保存                               |
| 2  | Microsoft Excel | Excel 2003 以下のバージョンでの保存                              |
| 3  | その他のアプリケーション    | PDFファイル<br>画像ファイル（JPEG形式、GIF形式）<br>上記に加え特別に認めたファイル形式 |

### 2 ファイル圧縮方法の指定

ファイル圧縮方法を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

### 3 ウイルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された提出書類へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

## 第11 提出書類の持参又は郵送を認める基準

1 添付資料の容量が2MBを超える場合には、持参又は郵送による書類提出を認めるものとする。また、案件の特性等により、すべての入札参加者に対して持参又は郵送での提出を求めることができるものとする。

2 郵送での提出を認める場合には、必要書類一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、原則として電子入札システムにより、下記の内容を記載した書面を提出することを求めるものとする。

- ① 郵送する旨の表示
- ② 郵送する書類の目録
- ③ 郵送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

3 郵送の締切（必着。以下同じ。）は、公告等で定める提出期限と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、この場合は、封筒の表側に入札関係書類在中の旨を朱書し、その横に入札件名

を表示するよう求めるものとする。

#### 第12 入札の辞退

- 1 電子入札システムによる入札書提出後、その開札予定日時までの間に入札参加者から辞退申請書の提出があった場合には、これを認めるものとする。
- 2 入札書提出後の辞退を認めた場合は、当該入札書の開札は行わないものとする。

#### 第13 開札

- 1 契約担当者は、開札予定日時到来後、電子入札システムへ予定価格のほか、調査基準価格又は最低制限価格を入力するものとする。

#### 第14 入札参加者の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更する場合の基準及び取扱い

- 1 入札参加者から入札締切日時までに入札参加者の使用に係る電子計算機等の障害により入札書の提出等ができない旨の申出があった場合は、契約担当者は、ヘルプデスク等へ調査依頼を行うものとする。この場合において、復旧までに相当の時間を要すると判断され、かつ、次のいずれかに該当する事由により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札又は開札の日時の変更を行うことができるものとする。
  - ①天災
  - ②広域・地域的停電
  - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
  - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合  
(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責めによる障害であると認められる場合を除く。)
- 2 上記の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して入札参加者に通知するものとする。
- 3 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した後に再度その旨を通知するものとする。
- 4 2及び3の規定による通知については、電子入札システムを使用して行うことができない場合又は紙入札参加者に対する場合には、ファクシミリ等を使用して行うものとする。

#### 第15 本市企業局の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更

#### 更する場合の基準及び取扱い

- 1 管理者は、企業局の使用に係る電子計算機等の障害が発生した場合は、復旧の見込み等について、ヘルプデスク等へ調査依頼を行い、必要があるときは、入札若しくは開札の日時の変更を行い、又は紙入札に切り替えるものとする。この場合において、当該入札参加者等から電子入札システムを使用して提出された申請書、添付書類等は、有効なものとして取り扱うものとする。
- 2 1の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨入札参加者に通知するものとする。
- 3 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時の決定後に、再度その旨を通知する。
- 4 第14の4の規定は2及び3の規定による通知に準用する。

#### 附 則

(実施期日)

この要領は、令和4年6月1日から実施する。